

■ 多言語FM放送 ■ 【自動車税・自動車保険】

今回の「香夢音I-PAL」は、自動車税と自動車保険についてです。

自動車をお持ちの皆さん、ご自宅に自動車税事務所からの封筒が届いていませんか？ 自動車税の「納税通知書」です。自動車税は道路の維持費などに使われる貴重な財源です。

納める額は、自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量などに応じて税額が定められています。納める方法は5月上旬に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので納期限である5月31日までに、最寄りの金融機関やコンビニエンスストア、県税事務所にて納めてください。なお、納期限を過ぎると延滞金がかかりますのでご注意ください。

自動車の車検を受ける際に、自動車税の納税証明書が必要です。5月にお送りする自動車納税通知書の右片に、車検用の納税証明書用紙がついており、金融機関等で自動車税を納付すると領収印が押され、有効な「納税証明書」になります。

再発行の納付書には添付されませんのでなるべく最初に送付された納税通知書で納税していただき、車検までなくさないように保存してください。万が一紛失等された方には、無料で再発行していますので、県税事務所自動車税課 課税担当 電話番号 087-806-0314 にお問合せ下さい。なお、軽自動車を持っている人には、市役所から軽自動車税の納税通知書が届きます。納付期限は市役所により異なりますので、期日を確認し、自動車税同様きちんと納めましょう。

自動車を運転中に、もし事故を起こしてしまい相手にケガをさせたり、その自動車等が破損したり、また、不幸にも相手が死亡してしまったら、その補償は非常に高額になります。そんな万が一の時に備え、次は、自動車保険についてお話しします。

自動車保険には加入が義務付けられている「強制保険」があります。この自動車保険は通称「自賠責」とも呼ばれています。自賠責に加入していない自動車を運転するのは違法で、罰金などの刑罪が課せられますので必ず加入しましょう。

また、自賠責の補償金額にも限界があり、それを越えた補償については、自分で支払わなければいけません。そこで、自分の意思で加入する「任意保険」があります。各保険会社がそれぞれのプランを出しており、補償の内容や金額などは様々です。任意保険では、強制保険の対象とならない対物損害（他人の物を壊すなどの事故）や車両損害（自動車を盗まれた場合）、強制保険の対象となる対人損害であっても、自己の賠償額が自賠責保険の支払いを超える損害などのときに支払われます。万が一に備えて、加入しておくことをお勧めします。

また、自動車は定期的に車検を受けなければなりません。乗用自動車の場合、新車は3年後、それ以降は2年後です。自動車の車検証で、車検の時期を確認してください。

COME ON! I-PAL

英

来週は中国語放送ですので、次回の英語放送は再来週5月23日日曜日の午後8時55分から、「防災非常持出品」についてお送りします。

-

中

来週は英語放送ですので、次回の中国語放送は再来週5月30日日曜日の午後8時55分から、「防災非常持出品」についてお送りします。